

(表)

5.4 センチメートル	5.4 センチメートル
	8.6 センチメートル
	<p style="text-align: center;">第 号</p> <p style="text-align: center;">年 月 日発行</p> <p style="text-align: center;">官 職 氏 名</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 生</p> <p style="text-align: center;">海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法第二十二條 第二項の規定による検査員の証</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 限有効</p> <p style="text-align: center;">写 真</p> <p style="text-align: center;">国土交通大臣 印</p>

(裏)

<p>第二十六條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。</p> <p>五 第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者</p>	<p>(海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法抜粋)</p> <p>第二十二條 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、認定船舶所有者の事務所、事業場、船舶その他の場所に立ち入り、設備、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は乗組員その他の関係者に質問させることができる。</p> <p>2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。</p> <p>3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。</p>
--	--